

令和 7 年度

富士見市立東中学校
いじめ防止基本方針

第1 いじめの防止等の基本理念

いじめは、どの児童生徒、どの学校にも起こりうるもので、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように対策を講じなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるように育まなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

第2 いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。

(いじめ防止対策推進法 第4条)

第3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

いじめの態様

- 1 冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる
- 2 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 3 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 4 ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 5 金品をたかられる
- 6 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり捨てられたりする
- 7 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- 8 パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

（文部科学省：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査）

第4 いじめの防止等のための基本的方針及び取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）のための対策に関する基本的な方針を定める。

（いじめ防止対策推進法 第13条）

（1）いじめの防止に関する取組

ア 道徳教育の充実について 【第15条第1項】

- ・道徳や人権の学習（人権作文、人権教育集中授業）を通して、心の教育を推進する。
- ・「彩の国の道徳」を活用し、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。

イ 体験活動の充実について 【第15条第1項】

- ・親や教師以外の地域の大人や子どもたちとの交流、自然の中での集団宿泊活動や職場体験活動、奉仕体験活動等を通して、他者、社会、自然・環境との直接的なかかわりの中で、人間としての生き方を見つめさせる。

ウ 児童生徒が主体的に行う活動及び支援について

【第15条第2項】

- ・「規律ある態度」の育成と連動させながら、生徒による、いじめ防止に関する生徒会活動の支援を積極的に行う。

エ いじめ防止を目的とした啓発活動について

【第15条第2項】

- ・人権標語、人権作文、いじめ防止キャンペーン、生徒や保護者向けのリーフレット等を活用し、いじめ防止を目的とした啓発を行う。

オ 保護者及び地域住民その他の関係者との連携について

【第15条第2項】

- ・授業参観（学校公開日）や保護者会の開催、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・PTAの各種会議や保護者会、校区による生徒指導連絡会、民生委員・主任児童委員との連絡会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。

カ 計画的な教職員の研修の実施について

【第18条第2項】

- ・「いじめ問題の基本的認識について」「いじめ発見のチェックポイント」「いじめへの対応」「いじめの予防」の大きな4つの観点について、計画的に研修を進めていく。

キ インターネットによるいじめへの対応について

【第19条第1項】

- ・情報モラル教育の講演会を実施し、関係機関との連携を図る。
- ・保護者向けリーフレットを使って保護者へ啓発する。
- ・日々進化するインターネットの世界を理解し、対応するために、教職員研修を計画的に行う。

（2）いじめの早期発見に関する取組

ア 定期的な調査等について 【第16条第1項】

- ・いじめを早期発見するために、生徒に対する定期的な調査を実施する。
- ・教育相談二者面談週間を設け、学級担任等による聞き取り調査を実施する。

イ 児童生徒、保護者、教職員が相談できる体制整備について

【第16条第2項・第3項】

- ・東中学校ふれあい相談員、スクールカウンセラーを活用する。
- ・各種相談機関（富士見市教育相談室、埼玉県立総合教育センター、文部科学省24時間いじめ相談ダイヤル等）の情報提供を行う。

ウ いじめを受けた児童等の教育を受ける権利等、擁護する体制について 【第16条第4項】

- ・いじめを受けた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて生徒を別室において指導したり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。

（3）いじめへの対処に関する取組

ア いじめの通報等の義務について 【第23条第1項】

- ・本校生徒からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われる時は、本校への通報その他適切な措置をとってもらうよう、保護者、地域等に啓発を行う。

イ いじめの事実の確認及び教育委員会への報告について

【第23条第2項】

- ・本校生徒がいじめを受けている旨の通報を受けた時もしくはいじめを受けていると思われる時は、速やかにいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を富士見市教育委員会に報告する。

ウ いじめの確認があった場合、いじめをやめさせ、再発防止のため関係機関の協力を得て、いじめを受けた児童等とその保護者への支援、いじめを行った児童等への指導とその保護者への助言について **【第23条第3項】**

- ・いじめが確認された場合には、いじめをやめさせ、再発を防止するため、複数の教職員によって、スクールカウンセラーの協力を得つつ、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援を行う。また、同時にいじめを行った生徒に対する指導と、その保護者に対する助言を行う。

エ いじめを受けた児童等が安心して教育が受けられる措置について **【第23条第4項】**

- ・必要があると認めるときは、いじめを行った生徒について、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等の措置を講ずる。状況によっては、家庭学習とする。

オ いじめを受けた保護者といじめを行った保護者間で争いが起きないように、いじめの情報を共有する措置について **【第23条第5項】**

- ・いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者間で争いが起きないように、いじめの事実に係る情報を、双方の保護者に連絡する。

カ いじめが犯罪行為の場合について **【第23条第6項】**

- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると判断した時は、富士見市教育委員会と相談のうえ、東入間警察署と連携して対処する。

2 東中学校いじめ防止対策委員会の設置

学校がいじめに関する問題への対処をより実効的に行うため、いじめの防止等の対策の中核的な役割を担う組織を設置する。

(いじめ防止対策推進法 第22条)

校内組織

(1) 構成員

校長 教頭 教務主任 各学年主任 生徒指導主任
教育相談主任 各学年生徒指導担当 養護教諭

(その他、個々の事案により教育相談室、SC、SSW、東入間警察署、子ども未来応援センター、児童相談所等の参加を要請)

(2) 活動内容

- ・ いじめの早期発見に関する情報収集・情報共有（アンケート調査内容の検討、教育相談計画、情報交換・収集等）
- ・ いじめまたはいじめと疑われる事案に関する方針・対応・記録（事実関係聴取、対応の具体的手順の検討と決定）
- ・ 教職員に関する研修の企画
- ・ 保護者、地域、関係機関との連携

(3) 開催

- ・ 学期1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催する。

第5 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

『生命、心身または財産に重大な被害』について

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合 など
- (国のいじめの防止のための基本方針参酌)

- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。

『相当の期間学校を欠席』について

- ・ 不登校の定義に踏まえ年間30日を目安とする
 - ・ 30日に達していなくても一定期間、連続して欠席している場合
- (国のいじめの防止のための基本方針参酌)

『相当の期間学校を欠席』していない場合でも児童等や保護者から申立てがあった場合
(国のいじめの防止のための基本方針参酌)

(いじめ防止対策推進法 第28条)

2 重大事態の発生と調査

(1) 重大事態の調査及び情報提供について

【第28条第1項・第2項】

- ・ 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、重大事態が発生したものとして調査し、いじめを受けた生徒やその保護者に対して事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。

(2) 教育委員会への報告について

【第30条第1項】

- ・ 重大事態が発生した場合、発生した旨を富士見市教育委員会に速やかに報告する。また、調査結果も報告する。

第6 その他いじめの防止等のための重要事項

1 学校基本方針の見直し

学校は、学校基本方針に定めるいじめ防止等の取組が実効的に機能しているか富士見市立東中学校いじめ防止対策委員会において検証し、必要に応じて見直す。

(国のいじめの防止のための基本方針参酌)

生徒指導に係る年間計画（予定）

	1 学年	2 学年	3 学年
4 月	・各学年、各教科、各委員会、各分掌における新年度いじめ防止基本方針に沿った指導法等の確認 ・朝会等でいじめ防止等の啓発 ・学年集会等でいじめ防止等の教育 ・保護者会等でいじめ問題の啓発 ・道徳授業でのいじめ防止啓発活動 ・人権作文の作成		
5 月	・生徒会が主体となって、いじめ防止キャンペーン開始 (いじめ梨の木の作成)		
6 月	・授業改善に関わる研究授業		
7 月	・ネットによるいじめ防止教室 ・第 1 回いじめアンケート調査の実施 ・児童等及び保護者へ夏休みの過ごし方等の指導 ・「学校いじめ防止基本方針」1 学期評価・改善検討 ・学校三者面談（家庭訪問）		
8 月	・いじめ防止に向けた校内研修会		
9 月	・人権標語		
10 月	・第 2 回いじめアンケート調査の実施		
11 月	・生徒会によるいじめ撲滅取組発表会 ・小中学校交流会 ・全校三者面談		
12 月	・児童等及び保護者へ冬休みの過ごし方等の指導 ・「学校いじめ防止基本方針」2 学期評価・改善検討 ・集団・社会とのかかわりとして「彩の国の道徳」を活用した道徳授業		
1 月	・授業改善に関わる研究授業		
2 月	・学校評価 ・第 3 回いじめアンケート調査の実施 ・「学校いじめ防止基本方針」年間評価及び公表 ・人間としての在り方生き方とのかかわりとして「彩の国の道徳」を活用した時間		
3 月	・今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討 ・企画委員会において、今年度の成果・課題の検討及び新年度の取組を検討 ・企画委員会：「次年度学校基本方針」策定		